

# 知的財産の産業横断的な強化策について

1. ベンチャー・中小企業や地域における知的財産の活用促進
2. イノベーションを加速するインフラの整備

平成22年12月2日

内閣官房知的財産戦略推進事務局

# 1. ベンチャー・中小企業や地域における知的財産の活用促進

## 1.1 主な課題と「知的財産推進計画2010」の現状

ベンチャー・中小企業の優れた技術を知的財産として活用する取組が十分でない中、国内はもとより世界でも活躍できる企業を数多く生み出すには、中小企業等の目線に立った支援施策を展開することが不可欠。

知財計画2010

目標指標(2020)

- ①ベンチャー・中小企業における特許制度利用者の裾野を広げる。(新たに特許出願をしたベンチャー・中小企業数(累計):約3万社)
- ②ベンチャー・中小企業による海外出願件数を増やす。(約0.8万件→1.2万件以上)

主な課題

知財計画2010(抜粋)の現状 ※以下の番号は、戦略Ⅲにおける番号。

(1) 特許申請・権利取得に掛かる費用等に対する支援施策が十分でない。

### 1. 新たな出願支援策の創設(例、「特許パック料金制度」)(短期)

特許庁において、中小企業や弁理士会等との意見交換を行っているが、検討は未だ不十分。新たな出願支援策の具体案を早急に固めることが必要。

### 2. 特許関係料金減免制度の拡充(短期)

産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会において、減免の対象となる中小企業の範囲拡大、申請手続きの簡素化の方向で検討が進められている。検討を踏まえ、特許関係料金減免制度を拡充することが必要。

### 4. 外国出願支援の拡充(短期)

外国出願助成制度の支援対象に従前の特許に加えて意匠及び商標を追加。平成22年度は10センターでの実施に留まる。地方公共団体に対し、外国出願費用助成制度への参画等の働きかけの強化が必要。

(2) 地域における相談窓口が複数存在し、十分な連携体制が構築されていない。

### 5. ワンストップ相談窓口の整備(短期・中期)

「課題解決型相談・コンサルティング事業」において、全国47都道府県にワンストップ相談窓口を設置し、基盤構築を実施中。(経済産業省)  
地方農政局を中心として全国9箇所、農林水産関係の知的財産の相談窓口を設置。窓口担当者等を対象とした研修を実施。(農林水産省)  
今後は、各省庁で実施する支援策の連携、地方自治体や地域における支援機関とのネットワークの強化を図ることが必要。

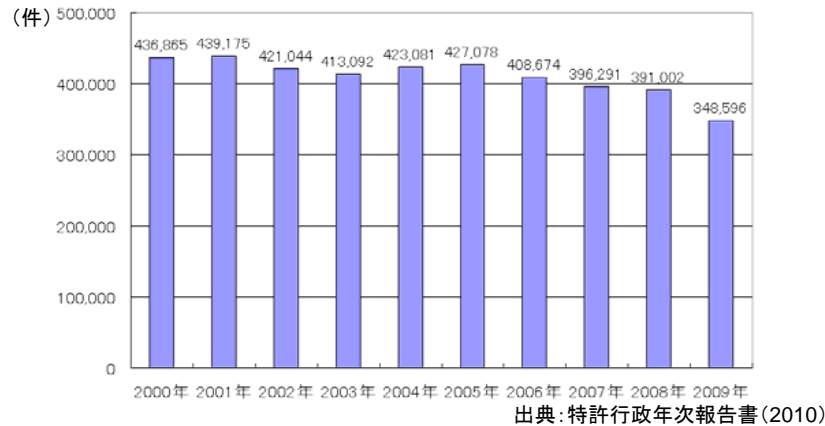
## 1.2 さらなる検討課題(例)①

### 中小企業の出願等に係る負担軽減を如何に図るか

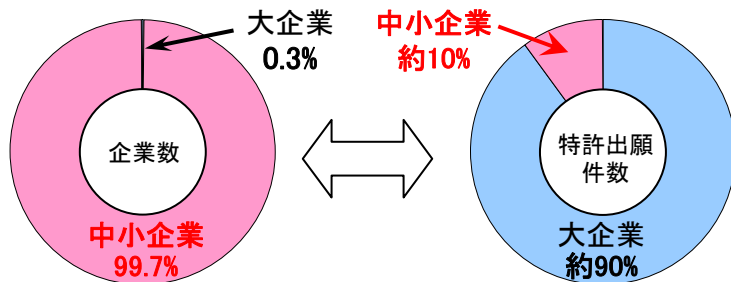
#### ①我が国の特許出願の状況

- 我が国の特許出願は減少傾向。
- 競争力強化のためには、中小企業の持つ優れた技術を権利化し、活用していくことが重要

#### 国内の特許出願件数の推移



#### 企業数、特許出願件数に占める中小企業の割合



#### ②現行の特許料金

出願料	15,000円
審査請求料	基本料金168,600円+請求項毎4,000円
特許料 (1年あたり)	1~3年 : 基本料金2,300円+請求項毎200円
	4~6年 : 基本料金7,100円+請求項毎500円
	7~9年 : 基本料金21,400円+請求項毎1,700円
	10年目以降: 基本料金61,600円+請求項毎4,800円

#### 特許料等の減免制度

対象(資格)	手続	減免内容
①資力に乏しい法人(資本金3億円以下かつ法人税非課税) ②研究開発型中小企業(従業員300名以下又は資本金3億円以下、かつ試験研究費が収入の3%以上)	資格を満たす旨の各種証明書類の提出(納税証明書、財務諸表)	・審査請求料: ①、②とも半額 ・1~3年分の特許維持料: ①は3年間の支払い猶予、②は半額

#### ③現在検討されている負担軽減策

##### 審査請求料の値下げ

審査請求一件当たりの請求項数が少ない中小企業には基本料金値下げ効果大きい。引き下げは基本料金について行うべき。  
(平成22年11月30日特許制度小委員会資料)

##### 減免制度の拡充

減免対象者の要件の緩和、書類の簡素化、特許料の減免期間の延長  
(平成22年11月30日特許制度小委員会資料)

##### 新たな出願支援策の創設(例、「特許パック料金制度」)

特許出願に不慣れなベンチャー・中小企業のための出願支援  
(知的財産推進計画2010)

## 1.3 さらなる検討課題(例)②

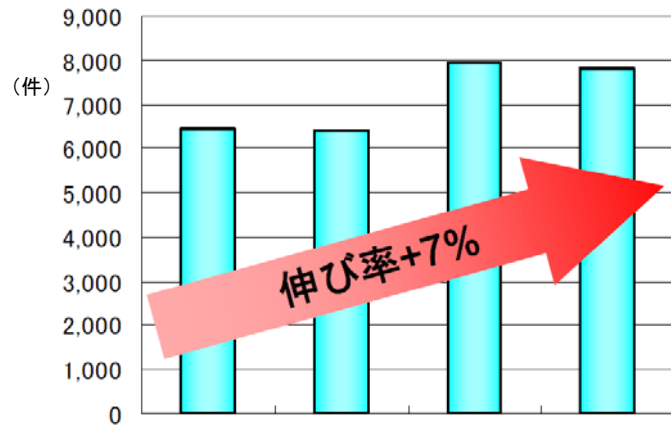
### 中小企業等の海外展開支援の拡充を如何に図るべきか。

#### ○中小企業の海外展開支援

- 海外展開には、国内のみならず海外での権利取得が重要。
- 外国出願には翻訳費用、国内外の代理人費用がかかり、中小企業の費用負担が大きい。
- 海外における模倣品被害は深刻な問題だが、中小企業が独自に対応することは困難。

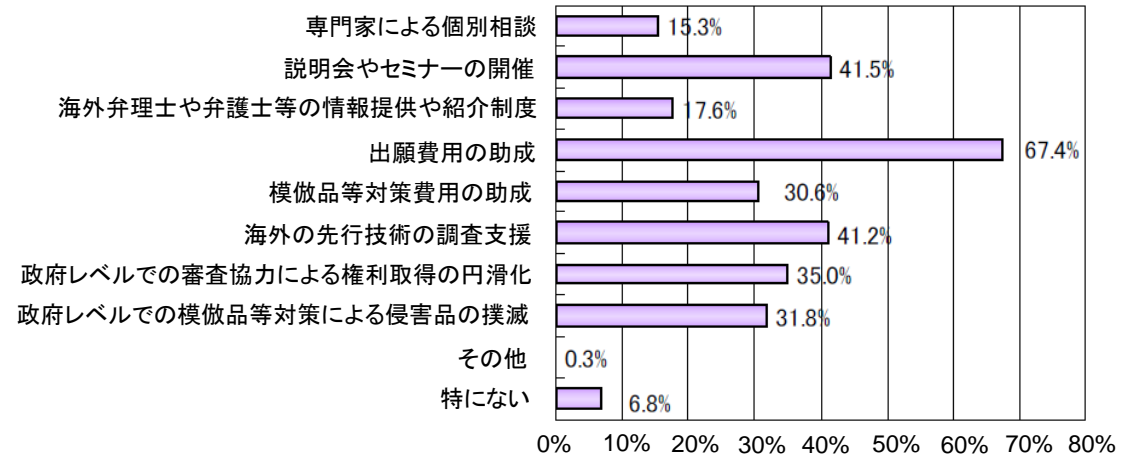
※海外の知財制度整備に関する議論は第3回専門調査会の「国際知財システム」において検討予定。

#### 中小企業による海外への特許出願の推移



出典：産業構造審議会・第13回知的財産政策部会資料  
(データは特許庁による推計に基づく)

#### 外国出願について期待する公的支援



出典：産業構造審議会・第13回知的財産政策部会資料

#### ○現在の海外展開支援

- 地域中小企業外国出願支援事業  
中小企業の外国出願に対して都道府県等の中小企業支援センターが行う補助事業に助成。  
(国：1/2(補助上限額150万円/社)、自治体：1/2補助、補助対象経費：外国出願料金、翻訳費、弁理士費用等)
- 外国知的財産権制度に関する相談  
諸外国の産業財産権制度及び国内外の産業財産権侵害に関する相談を実施。
- 中小企業知的財産権保護対策事業  
JETRO海外調査機関を活用し、侵害調査を実施。
- 被害の多発地域毎に「模倣対策マニュアル」を策定

## 1.4 取組の方向性(例)

- 出願に不慣れな中小企業等に対する支援の拡充(出願に係る的確な助言、負担感の軽減)
- 海外展開支援、侵害訴訟対策支援の拡充(翻訳、訴訟費用、海外情報の提供に係る支援)

### (参考) <関係者ヒアリングにおける主な意見>

- 日本の減免制度の割引効果は、米国の100分の1に過ぎない。その上、申請書類を準備するコストがかかるため、中小企業は減免を受けずに通常料金を支払い、次の研究開発を行った方が効率的になっている状態。(実務家)
- 中小企業がいい技術開発をしても、特許出願にどのくらい金がかかるか大変不安に思っており、制度整備が必要。(実務家)
- 中小企業の場合、ものになる発明が何であるかが分かっておらず、知財支援センターなどをおして発明の掘り起こしの作業が不可欠である。(実務家)
- ワンストップ相談窓口、地域経産局、中小企業基盤整備機構、INPIT、金融機関などから情報を集めることが重要である。さらに、各省庁でそれぞれ行う中小企業支援策とも横串を刺して、一つの窓口ですべての悩みを解決する体制にすることが必要。(支援機関、金融機関)
- 出願・審査請求・権利化・事業化の各段階で様々な支援が存在するが、一連の流れにはなっていないため、支援を繋げていくことが重要。(関係府省)
- 良い技術を持つ中小企業は、大企業の下請けだけでは今後どうなるか分らず、国内需要も減少傾向にあるため、自らのブランドを構築し海外展開する必要がある。日本国内で権利を取得して争っているだけでは意味がない。(企業、大学研究者)
- 中小企業が安心して海外出願するには、翻訳能力の見える化(レベル付など)が必要。質の悪い翻訳で権利が取れないことが多い。(関係府省)
- 中小企業が持つ優れた特許が、新興国など海外で侵害されていても、現地に拠点もなく訴訟費用がかかり過ぎるため、泣き寝入りするしかない。費用を含めた国からの侵害対策支援が必要。(地方自治体、中小企業)

## 2. イノベーションを加速するインフラ整備

### 2.1 主な課題と「知的財産推進計画2010」の現状

イノベーションの担い手が知的財産を活用した活動を加速するには、オープン・イノベーションの進展への対応を含め、その活動の基盤となる知的財産制度の整備を着実に進めることが重要。

知財計画2010

目標指標(2020)

- ①オープン・イノベーションに対応した知的財産制度を構築する。  
(例:登録対抗制度に関する検討、検討結果に応じた必要な措置)

主な課題

オープン・イノベーションが進展する中、知的財産の活用を支える知財制度の構築が不十分

知財計画2010(抜粋)の現状 ※以下の番号は、戦略Ⅲにおける番号

#### 25. 知財活用を促進する制度整備 (短期)

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会(4月、8月)において検討が行われた。全体的に当然対応制度の導入に肯定的。引き続き検討を行い、特許制度小委員会でとりまとめることが必要。

#### 26. 営業秘密の保護強化 (短期)

法務省と経済産業省との共同で「営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会」を立ち上げ検討を開始した(11月)。引き続き検討を行い年内に結論をとりまとめた上、法改正等必要な措置を講ずることが必要。

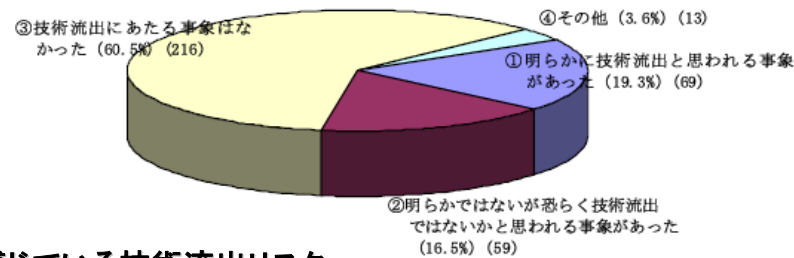
## 2.2 さらなる検討課題(例)

競争力の源泉となる製造ノウハウ等の技術流出を如何に防ぐか  
 (例えば、引き抜き等による退職者を通じた技術流出、営業秘密管理体制の不備による技術流出について)

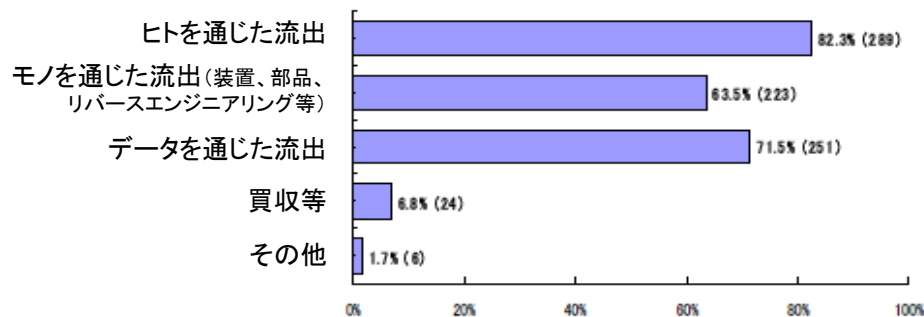
### ①我が国製造業における技術流出リスク

35%以上の企業が技術流出があったのではないかと回答し、ヒトを通じた流出にリスクを感じている企業は80%以上。

#### 技術流出の有無



#### 企業が感じている技術流出リスク

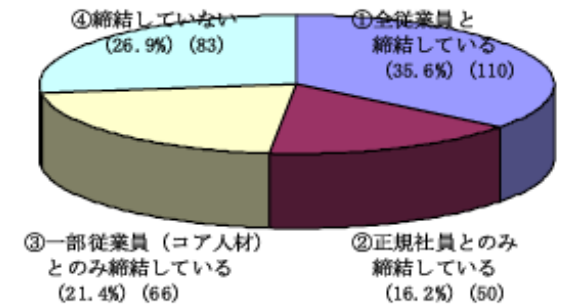


出典: 我が国製造業における技術流出問題に関する実態調査(2006)

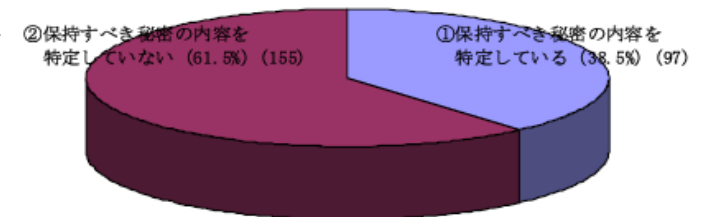
### ②退職時の秘密保持契約の実態

70%以上の企業が従業員の退職時に秘密保持契約を締結しているが、保持すべき秘密の対象を特定している企業は40%以下。

#### 退職時に秘密保持契約を締結しているか



#### 秘密保持契約で対象となる秘密の内容を特定しているか



出典: 我が国製造業における技術流出問題に関する実態調査(2006)

## 2.3 取組の方向性(例)

(以下の点について、政府・企業でどのような取組を進めるべきか)

- 秘密保持契約の締結の促進などを通じ、営業秘密の流出に対する退職者等の自製の意識の向上
- 退職者等が守るべき営業秘密の範囲を明確に認識できるよう促すこと
- 営業秘密の管理を企業に定着させるため更なる普及啓発及び技術的支援
- 継続雇用を行うなど、企業のコア人材が国内で活躍できる場の拡大

### (参考) <関係者ヒアリングにおける主な意見>

- アジアの企業が半導体、液晶でシェアを伸ばしたが、設備だけで作れるものではない。日本の技術者がノウハウを持って技術移転をしたことが、これだけ早くキャッチアップされた理由だろう。技術流出で大きいのは人を通じた流出。他の分野でも人を介した技術流出は深刻。今、いくつかのアジアの工場は日本の生産技術者が動かしている。(企業、大学研究者、実務家)
- 最近、優秀な技術者がどんどん引き抜かれている。一方、アジアの有力企業から来た技術者は前の会社の情報を一切話さないという。何らかの手だてがあるのではないか。(大学研究者)
- 日本には、頭の中に持っている知識について技術流出は罪という意識のない人が多い。技術者は、自分で考えたノウハウは自分のものという意識があり、これをどこで使おうといいだろうという考えが根底にある。(企業、大学研究者)
- 継続雇用などコア人材を如何に活用するかが問題。また、人材の流動性についても配慮する必要がある。(企業、大学研究者)
- 日本では秘密管理性の要件が厳しい。日本の営業秘密の管理指針は細かすぎて実行するのは大変。管理指針を噛み砕いて一緒に読んでくれる人が必要だろう。また、当初秘密管理をしても、だんだんいい加減になることがあるので、本当に守られているかウォッチしていくことが必要。(企業、実務家、大学研究者)
- 製造装置や材料に知財が埋め込まれており、それらを購入することによって、日本の要素技術が使われてしまう。また、日本企業へのM&Aによって技術を丸ごと持って行かれる危険性もある。(大学研究者)
- アジアの企業は日本の特許公報を見て研究している。特許公報による技術流出もあると思う。特許出願も多すぎる。(企業、大学研究者)